（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第363回）	0.1％	令和13年６月20日	26,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第364回）	0.1％	令和13年９月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第365回）	0.1％	令和13年12月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第370回）	0.5％	令和15年３月20日	80,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	33,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	57,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	37,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	2,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	11,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	6,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第148回）	1.5％	令和16年３月20日	600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第150回）	1.4％	令和16年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	41,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第158回）	0.5％	令和18年９月20日	13,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第159回）	0.6％	令和18年12月20日	7,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第160回）	0.7％	令和19年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第７回）	2.3％	令和14年５月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第８回）	1.8％	令和14年11月22日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第９回）	1.4％	令和14年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第10回）	1.1％	令和15年３月20日	7,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第12回）	2.1％	令和15年９月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第14回）	2.4％	令和16年３月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第16回）	2.5％	令和16年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第17回）	2.4％	令和16年12月20日	8,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第18回）	2.3％	令和17年３月20日	25,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第19回）	2.3％	令和17年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第21回）	2.3％	令和17年12月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第22回）	2.5％	令和18年３月20日	39,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第23回）	2.5％	令和18年６月20日	8,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第24回）	2.5％	令和18年９月20日	10,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第25回）	2.3％	令和18年12月20日	25,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第26回）	2.4％	令和19年３月20日	90,200,000,000円

○財務省告示第百七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第483回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

5　発行額　額面金額で17,311,700,000円

6　払込金額　17,334,205,210円

7　最低額面金額　50,000円

8　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。